『岩手県地域防災サポーター』登録制度について

復興防災部防災課

１　制度創設の背景

東日本大震災津波では多くの人命が失われ、住民の防災意識の徹底・高揚や災害応急対策に当たる方の安全確保が喫緊の課題であると改めて認識したところであります。

これらの課題は、住民の『自助』意識に基づく避難の徹底や、『共助』による円滑な避難所設置・運営体制を構築していくことなどにより解決されるものと考え、ひいてはその結果が減災に大きく寄与するものと期待しています。

特にも、被災地となった県民の防災意識は、震災前と比較し、高まっているものと受け止めており、こうした状況を維持させていくこと、さらには、向上させていくためには、時期を失することなく、きめ細かな対策を講じていくべきと考えています。

県としては、現在、取り組んでいる自主防災組織の育成強化と連動させ、今後、増加が見込まれる地域単位での防災に関する勉強会や研修会、また、自主防災組織のやワークショップなどに適時適切に対応していくため、「岩手県地域防災サポーター」登録制度を創設し、サポーターのデータベース化を図ったうえで、積極的かつ総合的な支援の実施に努めていきます。

２　岩手県地域防災サポーター登録制度の概要

（1）サポーターの役割

サポーターは、地域等からの要請により研修会講師として活動していただきます。

（2）サポーター登録

サポーターに登録していただく方は、防災に関して様々なスキルを習得している者（防災士、消防職員ＯＢ、自治体職員ＯＢ等）を対象とします。

登録手続きは、別紙応募用紙に必要事項を記入のうえ、岩手県復興防災部防災課あて応募していただきます。

防災課で選考審査のうえ登録することとし、その結果をお知らせします。

任期は設けませんが、県が登録を解除する必要がある場合及び、登録者等からの申し出あった場合は登録を解除します。

（3）データベース化

サポーターについては、防災課においてデータベース化を図り、県ホームページ等により公表します。

その際、氏名、居住市町村名、職歴、資格、経験、対応可能分野を公表します。

（4）報酬等

県からの報酬支給は、基本的にありません。

ただし、県からの依頼により現地対応していただく場合は、県の規定による旅費をお支払いします。

県はサポーター活動開始時にサポーター活動中の事故によるケガや賠償責任を補填するための保険加入手続き、費用負担を行います。

３　開始時期

平成25年7月１日